

整理番号	消防－法不－78
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	緊急措置
概要	市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、高圧ガスを取り扱う者に対して、必要な措置をすることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第39条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 高圧ガス保安法第39条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置をすることができる。 1 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所若しくは第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充填事業者に対し、製造のための施設、第1種貯蔵所、第2種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 2 第1種製造者、第2種製造者、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充填事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 3 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。 どのような場合に、上記措置をするかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	